

## 公立大学法人横浜市立大学国際化推進本部に関する規程

制 定 平成 17 年 5 月 24 日規程第 88 号

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日規程第 36 号

(設置)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学における国際化の推進に関する基本方針を審議し、その円滑な実施を図るため「国際化推進本部」を置く。

(所掌事務)

第 2 条 国際化推進本部は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 横浜市立大学の国際化に係る中期計画等の方針に関すること
- (2) 横浜市立大学の国際化に係る重要事項に関すること
- (3) その他横浜市立大学の国際化推進に関すること

(本部長)

第 3 条 国際化推進本部に国際化推進本部長（以下「本部長」という。）を置く。

2 理事長は本部長を務め、国際化推進本部を統括する。

(本部員)

第 4 条 国際化推進本部に、次の各号に掲げる本部員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 副学長
- (4) 国際総合科学群長
- (5) 医学群長
- (6) 附属病院長
- (7) 附属市民総合医療センター病院長
- (8) グローバル教育センター長
- (9) 事務局長
- (10) 副局長
- (11) 学長室長
- (12) グローバル推進室長
- (13) グローバル推進室担当課長
- (14) 企画総務部長
- (15) 学務・教務部長
- (16) 研究推進部長
- (17) 医学・病院統括部長
- (18) 前項に掲げる者以外で本部長が特に必要と認めた者

(会議の招集等)

第 5 条 本部の会議は、必要のつど本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じ議事に関係のある者に出席を求め、その意見をきくことができる。

(グローバル教育センター)

第6条 学生の国際交流推進に必要な支援を行う機関として、国際化推進本部のもとに、グローバル教育センターを置く。

2 グローバル教育センターに関する事項は別途定める。

(グローバル都市協力研究センター)

第7条 国際化を推進するためのアカデミックコンソーシアムの運営、教育・研究交流、海外の大学等との交流協定等を担当する機関として、国際化推進本部のもとに、グローバル都市協力研究センターを置く。

2 グローバル都市協力研究センターに関する事項は別途定める。

(国際交流委員会)

第8条 国際化を推進するための留学生の支援、学生の海外派遣及びプログラム企画等を担当する機関として、国際化推進本部のもとに、国際交流委員会を置く。

2 国際交流委員会に関する事項は別途定める。

(事務)

第9条 国際化推進本部に関する事務は、グローバル推進室で行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、国際化推進本部の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 49 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 35 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 36 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。